

平成18年12月22日（金）

日程第13 議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第13 議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
29番 中西 健君。

〔29番（中西 健君）登壇〕

○29番（中西 健君）ただ今上程されました議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員が定例会等へ出席した旅費を廃止するため、改正を行うものであります。先般、本市におきましては、合併に伴う行政運営の効率化をさらに進め、少子高齢化、環境問題、住民ニーズの高度化・多様化など、社会経済情勢の変化に対応するため、新たな橋本市行政改革大綱、そして行政改革の基本的な考え方を推進するための実施計画であります橋本市集中改革プランを策定して、改革に取り組んでいるところであります。

市議会といたしましては、合併前の市議会におきまして、過去3回の議員定数の削減、平成16年4月から継続中であります議員報酬の5%の削減等を行ってきたところでありますが、提案の議員費用弁償につきましても、議員自ら率先して廃止を行い、行政改革に寄与するため提案を行うものであります。

議員各位のご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております 議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員提出議案第2号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書について

○議長（上田順康君）日程第14 議員提出議案第2号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援

等の推進と保険適用を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

○5番（岩田弘彦君）意見書の朗読をもって提案理由の説明にさせていただきます。

脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書。

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的にもれ続け、頭痛、首や背中への痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感、疲労感等のさまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「なまけ病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞もはかり知れなかった。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより、新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有用性が報告されている。そのような中、医師会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあり、長年苦しんできた患者にとって、このことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く、患者数などの実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家庭は大変な苦勞を強いられている。

よって、下記の措置を講じられるよう強く求める。

1. 交通事故等の外傷による脳脊髄液もれ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。

2. 脳脊髄液減少症について、さらに研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。

3. 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対し、早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上、説明を終わらせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議員提出議案第3号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書について

○議長(上田順康君) 日程第15 議員提出議案第3号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
29番 中西 健君。

〔29番(中西 健君)登壇〕

○29番(中西 健君) 障害者自立支援法の見直しを求める意見書について、朗読をもって提案理由の説明といたします。

本年4月に施行された障害者自立支援法は、障害の種別にかかわらず、障害者が福祉サービスを選択し、サービス量と所得に応じて負担する仕組みに見直された。しかしながら、月額負担上限額の設定や、各種の軽減措置がとられているとはいえ、利用者負担の増大を招き、多くの障害者(児)とその家族が経済的な不安を感じている。

また、施設運営においても、一定の激変緩和措置が設けられているものの、報酬単価の引き下げや日払い化などによって、運営が困難な状況に追い込まれるなどの実態も指摘されており、このままでは利用者へのサービス低下が避けられないとの大きな不安が広がっている。

よって、国におかれては、障害者(児)が

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の観点から早急に抜本的な見直しをされることを強く要望する。

1. 障害者自立支援法による障害者当事者、家族、事業者の影響調査を早急に行うこと。

2. 利用者の所得に応じた負担のあり方を再検討すること。

3. 地域生活支援事業の予算を増額し、自治体間の格差を是正するために必要な処置を講じること。

4. 自立支援医療の実施により、患者・家族の負担が増加している。障害者(児)が安心して医療を受けられるよう、医療支援を拡充すること。

5. 障害者自立支援法による施設の運営危機を救うための緊急対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(上田順康君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員提出議案第4号 和歌山県
イノシシ保護管理計画の捕獲期間延長等に関する意見書について

○議長（上田順康君）日程第16 議員提出議案第4号 和歌山県イノシシ保護管理計画の捕獲期間延長等に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

16番 中谷君。

〔16番（中谷 晋君）登壇〕

○16番（中谷 晋君）議案第4号について、和歌山県イノシシ保護管理計画の捕獲期間延長等に関する意見書についてご説明いたします。

近年は国における動植物の生態系の異変等が顕著でありまして、琵琶湖や主要河川等でのブラックバス等外来種の異変、雪国地方のクマの被害。報道等によりますところによると、人がクマに襲われる被害が本年、百十数件発生しており、うち5名の人の人命が奪われていますとのことです。

また、近畿地方を中心といたしましたイノシシやアライグマ、カラス等による農林産物

の被害はとみに拡大いたしております。

これらは、戦後から一貫してきた国や県の山林政策の失敗によるものが大であると私は思っております。落葉樹林から針葉樹林への転換する政策で、ダムの機能等を持ち、また、ドングリやその他木の果実が発生する山の持つ特性が生かされず、木材不況で手が入らなくなった荒廃した山林等が今日の現状を発生していると思っております。

意見書の提出を図りましたことを前段とし、意見書を朗読いたしたいと思います。

私たちの心のふるさとである野山、すなわち、美しい農林業地域の環境保全とイノシシ等の自然鳥獣との共生は、新たな重要な課題となっている。

しかしながら、農林業者にとって収穫前のイノシシ等有害鳥獣による農林作物被害が急増しており、特に橋本市地域の主要農産物である柿等への被害が農林業経営者に深刻な打撃を与えている。

よって、県においては農林業者の願いでもある被害の軽減を図るためにも、和歌山県イノシシ保護管理計画による狩猟期間及び有害鳥獣捕獲事業の県単独事業補助について、下記のとおり見直しされるよう、特段の配慮を要望するものであります。

1. 和歌山県イノシシ保護管理計画の狩猟期間について、来年度以降からの計画を「10月15日から3月15日まで」にさらに1カ月間期間を延長されたい。

2. 有害鳥獣捕獲事業の県単独事業補助について、狩猟期間中に捕獲した分についても捕獲報奨金の対象とし、あわせ増額等政策的に見直しされたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は和歌山県知事。

以上、状況を把握され、議員各位のご賛同

をよろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

31番 金山君。

〔31番（金山高広君）登壇〕

○31番（金山高広君）反対の立場から討論したいと思えます。

まず、提出者並びに賛同者ですけれども、この方たちは狩猟に従事していない。私は狩猟に従事しています。従事している者としての立場から、十二分に農林経営者に深刻な打撃を与えているということはよくわかっております。

しかしながら、1番でございますけれども、10月15日から3月15日まで、さらに、これは1カ月と、これは2カ月ですけれども、10月15日といえば、まだ登山者並びにハイキング、山へ人がたくさん入っております。また、柿の消毒、ミカンとり、少しの被害で一人の人を、そういう事故があった場合に、多大の迷惑がかかると思えます。もう少し調査・検討するべきと思えます。

そういう立場で、私は反対といたします。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号 和歌山県イノシシ保護管理計画の捕獲期間延長等に関する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）起立少数であります。

よって、議員提出議案第4号は否決されました。

○議長（上田順康君）お諮りいたします。ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（上田順康君）この際報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決

しました。

○議長（上田順康君）以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（上田順康君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）本日、12月橋本市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、12月4日より本日まで、真摯なご審議や協議をいただきまして、本当にありがとうございました。

気候も一段と寒さを増してくるわけですが、寒気の流入とともに感染性胃腸炎、ノロウイルスが流行いたしてございまして、本市におきましても、一部老健施設において感染者が発生いたしたところですが、保健所の指導のもと、早期に適正な対応をいただきまして、大事には至っておりませんので、ご報告を申し上げておきます。

県健康対策課では、今後さらに流行のおそれがありと慎重な呼びかけをいたしておるわけですが、うがいは何よりの有効な処置だと、励行を強調しているところですが、お互い、今後十分留意をしなければならぬと思っております。

また、過日、県知事選挙が行われまして、新しい知事として仁坂吉伸さんが誕生されました。この27日に上田議長とともに表敬訪問をいたしまして、多くの課題を抱えております橋本市、特に、道路整備の問題、企業誘致等とほかにも十数項目ございまして、27日に

参って陳情も含めてお願いをいたす計画をしておるところでございます。

ところが、残念なご報告を申し上げたいと思います。今月、クリーンセンター職員によるごみ処理手数料の着服、横領事件が発覚をいたしました。法令の遵守を旨とすべき公務員にあって、誠に残念至極でございます。当該職員につきましては、既に懲戒免職処分といたしてございますが、今後、職員には、公務員として市民の信頼を回復するため、厳正な服務規律の確保に努め、綱紀粛正に万全を期すよう改めて徹底いたしたく考えておりますので、議員各位におかれましては、今後ともご指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆さんには、向寒の折、どうぞご自愛をくださいませ、良き年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、簡単でございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

○議長（上田順康君）閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月4日に開会以来、本日までの19日間にわたり開催され、この間、議員各位は全議案について真剣な議論を尽くしながら審議にあたり、妥当な結論を得て、本日ここに無事閉会の運びとなりました。これもひとえに議会運営に対する各位のご協力のたまものと感謝を申し上げます。

市当局におかれましては、議員各位の意見を十分に尊重され、市政全般にわたる発展、向上に一層の熱意と努力を現れますよう希望するところでございます。

近年、いじめによる子どもの自殺、虐待など、国内各地で幼い児童が犠牲となる痛ましい事件、事故が多く発生しております。一つ

しかない命の重み、大切さを痛感した年でありました。大切な子どもを守ることは、私たち大人の責務であります。市当局並びに議員各位におかれましても、これまで以上に安全・安心なまちづくりのために、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ数えるほどとなりましたが、今期定例会に寄せられました議員各位並びに市長をはじめ理事者各位のご協力に対し、

増して厚く御礼を申し上げますとともに、皆さま方には輝かしい新年を迎えられますよう祈念申し上げ、閉会の言葉といたします。ご苦勞さんでございます。

これにて、平成18年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さんでございました。

(午前11時00分 閉会)